4　その他
⑴、⑵　第５号と同じ。
⑶　入札者に要求される事項　この一般競争に参加を希望する者は、本公告に示した調達内容を完全に履行できることを証明する書類を提出しなければならない。入札者は開札日の前日までの間において、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
⑷、⑸　第５号と同じ。
⑹　落札者の決定方法　本公告に示した業務を遂行できると本事業団が判断した入札者であって、日本私立学校振興・共済事業団会計規程第35条第１項に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、適切な契約の履行が困難とされるとき又は公正な取引秩序を乱す恐れのあるときはこの入札者を落札者とせず、この入札者以外のうち最低の価格による入札者を落札者とすることがある。
⑺、⑻　第５号と同じ。
5　Summary
⑴　The same as the Notice Above. (No. 5)
⑵　Classification of the services to be procured : 14, 71, 27
⑶　Nature and quantity of the services to be required : Supply of hardware equipment and software concerning accommodations
⑷　Fulfillment period : By 31, December, 2016
⑸　Delivery place : PMAC office and other 8 places
⑹①, ②, ③　The same as the Notice Above. (No. 5)
④　have the Grade A or B “Sales of product” and “Offer of services” in terms of the qualification for participating in tender by every ministry and agency of Japan in the fiscal years 2015.
⑤　prove to have met the qualification requirements which the PMAC specify.
⑺　Time-limit of tender : 1 : 30 PM 26, July, 2016. The tender documents must reach us without fail by 5 : 00 PM 22, July, 2016. Whether they are mailed or brought to us by a messenger.
⑻　Contact point for the notice : Contract Div., Finance and Accounting Dept. PMAC, 1―7―5 Yushima Bunkyo-ku Tokyo 113―8441 Japan TEL 03―3813―5349

入札公告の取消

平成28年６月２日
独立行政法人
鉄道建設・運輸施設整備支援機構
契約担当役
鉄道建設本部
九州新幹線建設局長　堀口　知巳
◎調達機関番号　565　◎所在地番号　40
○九建公告第１号
平成28年４月７日付（号外政府調達第66号８～９ページ）掲載の入札公告「平成28～30年度九州新幹線建設局情報ネットワークシステム管理等業務」を取り消します。

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
平成28年６月２日
支出負担行為担当官
四国地方整備局長　石橋　良啓
◎調達機関番号　020　◎所在地番号　37
1　工事概要
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　平成28―29年度五台山第２高架橋上部工事
⑶　工事場所　高知県高知市五台山東孕地先
⑷　工事内容　工事延長Ｌ＝296.8ｍ、橋長Ｌ＝219.5ｍ（鋼３径間連続合成細幅箱桁橋）、最大支間長Ｌ＝90.0ｍ、幅員Ｗ＝9.25～9.29ｍ、架設工１式（トラッククレーンベント架設工法及び送出し架設工法）
⑸　工期　平成30年３月30日まで
⑹　使用する主要な資機材　鋼材　約800ｔ
⑺　工事の実施形態
１）本工事は、技術提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価し落札者を決定する総合評価落札方式（技術提案評価型）の適用工事である。
２）本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。
３）本工事は、品質確保のための体制及びその他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価方式の試行工事である。
４）本工事は、技術資料の提出、入札を電子入札システムで行う対象工事である。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札に代えるものとする。
５）本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務づけられた工事である。
６）本工事は、「総価契約単価合意方式」の対象工事である。本工事では、契約変更等における協議の円滑化に資するため、契約締結後に、受発注者間の協議により総価契約の内訳としての単価等について合意するものとする。
７）本工事は、工事関連データの提供を行う試行工事である。
８）本工事は、標準歩掛のない歩掛を、見積もりに必要な図面等に関する質問書の回答期限までに競争参加資格の有る者に対して入札説明書等ダウンロードシステムにより配布を行う。
９）本工事は、鋼橋上部工の桁端部塗装における腐食（さび）、はがれについて長期保証する試行工事である。
2　競争参加資格
次の⑴から⑾までの要件を全て満たす者（単体企業）又は⑴から⑾までの要件を全て満たす者により構成される特定建設共同企業体（「競争参加者の資格に関する公示」（平成28年６月２日付け四国地方整備局長）に示すところにより、四国地方整備局長から「平成28―29年度五台山第２高架橋上部工事」に係る特定建設工事共同企業体としての競争参加者の資格（以下「特定建設工事共同企業体としての資格」という。）の認定を受けている者。）であること。
⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
⑵　四国地方整備局における平成27・28年度一般競争参加資格のうち、「鋼橋上部工事」の認定を受けている者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、四国地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。かつ、当該鋼構造物を製作可能な工場を有していること。
⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
⑷　平成13年度以降に元請けとして、以下に示す工事（以下、「同種工事」という。）における製作及び架設の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。ただし、参加希望者が共同企業体である場合にあっては全ての構成員が、平成13年度以降に元請けとして同種工事における製作及び架設の施工実績を有していること。また、製作と架設が別契約の場合は合わせて１件の工事と見なす。
下記のア）～エ）の要件をいずれも満たす橋梁工事
ア）道路橋（Ａ活荷重又はＢ活荷重）または鉄道橋（モノレール及び新交通は除く）であること。
イ）橋梁形式が鈑桁橋及び単純箱桁橋を除く鋼橋であること。ただし、鋼床版鈑桁橋、並びに単純鋼床版箱桁橋は施工実績としてよい。
ウ）最大支間長が65m以上であること。
エ）架設工法が下記の工法以外の工法であること。
・トラッククレーン（クローラクレーン）工法
・トラッククレーン（クローラクレーン）ステージング工法
ただし、上記ア）～エ）は同一工事であること。